

監査技術の観点からの監査プロセスの硬直化と監査の失敗

Unintended Consequences of Manualization as a Method
to Ensure Audit Quality

(要 旨)

中村 智彰

【問題意識】

21 世紀に入っても、大規模な会計不正は依然として生じ続けている。わが国では、カネボウ [2005]、オリンパス [2011]、直近では東芝 [2015]、また海外に目を移しても、アメリカにおける Enron[2001]、WorldCom[2002]、イタリアにおける Parmalat[2003]、インドにおける Satyam [2009] など、社会的に注目度の高い監査の失敗が引き続き生じている。

本論文では、「なぜ監査が失敗したのか」という問いを監査技術の観点から考察している。監査の失敗は、たとえば職業的専門家としての正当な注意が十分に払われていなかったこと、または職業的専門家としての懐疑心 (professional skepticism) が欠如していたこと、あるいは職業的専門家としての独立性を欠如していたことといったさまざまな要因によって生じうる。加えて、監査の失敗は、監査技術の不適切な選択・適用によっても生じうる。監査意見を表明するための合理的な基礎を確かめるにあたって、監査技術が適切に選択・適用される必要があることは明らかであり、したがって、監査実務において、監査技術は重要な役割を果たしているといえる。

また本論文では、監査手続・監査プロセスを、その合理化・マニュアル化という観点から検討している。監査環境に限らず、社会一般の至る所で手順やプロセスの合理化・マニュアル化が図られている。それは、アウトプットを生み出す際の効率性の向上やアウトプット自体の有効性の向上を意図してのものであり、実際に「マニュアル」は社会において有用なものと捉えられているように思われる。

監査環境に目を向けてみると、現在、わが国の大手および中堅監査法人は、海外ネットワーク・グループにおいて開発されたマニュアルを受け入れている。日本の監査法人は、海外提携事務所において開発された監査マニュアルおよびシステムを翻訳し、日本の法制度等に合わせて調整して利用している。マニュアルをどのように運用するのかという点は、組織的な運営を実効的に行うための体制整備の一環として捉えることができ

るであろう。こうした状況を踏まえれば、監査実務においてマニュアルは重要な役割を果たしている。

しかし、監査プロセスの合理化・マニュアル化が浸透していると考えられる現代においても、前述したように、監査の失敗は引き続き生じている。この要因の 1 つとして、監査プロセスの合理化・マニュアル化の結果としての硬直化が考えられる。それは、「合理化がもたらす非合理性」とも表現できる。実際に、実務家および基準設定主体から、SALY (Same As Last Year) mentality や checklist mentality/ checklist mind といった思考方法の弊害、すなわちそうした心構えが監査の質・監査の有効性を低下させうることが指摘されている。したがって、監査プロセスのマニュアル化、および結果としての硬直化を検討することは、監査実務を考える上でも監査制度・規制を考える上でも意義があるといえる。つまり、監査人あるいは監査法人として、「マニュアル」にどのように向き合えばよいのかを検討することは非常に重要であるといえるであろう。

さらに、前述したように、本論文は監査技術それ自体に着目している。とりわけ、本論文では、監査技術と監査要点・アサーションとの関係に焦点を当てている。こうした背景には大きく 2 つある。1 つは、近年の監査環境の変化に対する関心、とりわけテクノロジーとしての人工知能 (Artificial Intelligence : AI) やビッグデータの利用に関心が高まりつつある点にあり、いま 1 つは、現在の監査制度・実務・理論の特徴がアサーション指向である点にある。

第 1 に、近年、社会一般で IT 技術の発展、とりわけ AI やビッグデータの適用可能性に注目が集まっているのと同様に、会計・監査領域においても、こうした環境の変化を受けて、様々な主体が IT (AI やビッグデータ) の利用に関心を払っている。新たな「監査技術」、とりわけ AI が導入されることによって、近い将来、監査判断の性質や内容が変化することは疑いようのないことであろう。AI やビッグデータが監査に導入された監査環境において、人としての監査人がどのように監査（特に財務諸表監査）に関与す

ることになるのかは重要なテーマである。人としての監査人ができること・できないこと（困難なこと）を理解するためには、これまでの監査技術の歴史および現時点での監査技術について理解することは有益であろう。

第2に、現在の財務諸表監査の理論と実務の決定的に重要な特徴を挙げれば、その1つは、「アサーション指向」(assertion oriented) であることである。『監査基準』でも、アサーション（監査要点）の設定の重要性が認識されている。監査人がアサーションの識別（選択）を誤ると、不適切な監査判断を行い、また結果として不適切な監査意見を表明してしまう可能性があることを踏まえれば、アサーションに焦点を当てることは、理論的にも実務的にも重要であると考えられる。

しかし、上述した重要性にもかかわらず、実際の事例（監査の失敗）を対象として、監査技術に焦点を当て、監査技術とアサーション（監査要点）との関係性を分析している研究はほとんどない。したがって本論文では、かかる問題意識のもとで議論を進めている。

【研究目的・研究手法】

前述したように、『監査基準』を踏まえても、自己の意見を形成するに足る合理的な基礎を得るためには、適切なアサーション・監査目的を設定し、それに適合した監査証拠を入手しなければならないことは明らかである。企業が巧妙な不正を働いている場合にそれを見抜くためには、監査人は、適切なアサーション・監査目的を設定し、適切な監査技術を選択・適用する必要がある。

本論文の目的は、監査が失敗している状況において、なぜ監査人が意見形成に必要な監査証拠を適切に評価できなかったのか、とりわけ、監査技術の観点から、監査人がどのような監査目的・アサーションを設定していたのか、加えてそれに対応していかなる監査技術を選択・適用していたのか、またその結果としてなぜ監査が失敗したのかを明

らかにすることにある。

そのために、監査事例の分析に入る前に、仮説として、監査プロセスのマニュアル化（合理化）が生じている状況を示している〔仮説の設定〕。次に、この仮説を踏まえて、実際の監査の失敗事例の分析を行っている。具体的には、McKesson & Robbins 事件、ナナボシ事件、WorldCom 事件を分析している。これら 3 つの事例を分析することを通じて、監査人の認識の固定化や過年度の手続の踏襲によって、監査プロセス、とくに監査技術とアサーション・監査目的との結びつきが硬直化していたことを明らかにしている〔仮説の検証〕。この意味で、本論文は、実証的研究であると同時に、その中でも事例研究に属する。

これら 3 つの事例を取り上げる基準には、大きく 3 つある。第 1 に、本論文で焦点を当てる監査技術に監査実施上問題があったと考えられ、したがって検討する価値があると考えられるからである。第 2 に、これら 3 つの事例は、社会的に大きな影響を与えたからである。第 3 に、それぞれの監査を担当していたのが、その時代を代表する会計事務所・監査法人であったことが挙げられる。

本論文で主に取り上げる監査技術は、証憑突合、確認、分析的手続の 3 つである。証憑突合は他の突合手続（計算突合や帳簿突合）と比べれば、取引の原始資料である証憑を扱う分、特に重要な監査技術であることに異論はないであろう。また、本論文では、監査技術としての確認を取り上げているが、「記録と事実の照合」を行う監査技術としての実査および立会も重要な監査技術である。この中で確認を取り上げる理由としては、確認を実施することによって得られる監査証拠（回答書）は、クライアントを介さず第三者から直接入手されるものであるという意味で、最も説得的な監査証拠の形態の 1 つであるからである。加えて、本論文で監査手続および監査の失敗を検討する際に分析的手続を取り上げるのは、それが広く監査実務で利用されていることはもちろんのこと、監査リスク・モデルに基づけば、他の監査技術が選択・適用されず、分析的手続のみで

監査手続が終了する場合があることを踏まえれば、重要な監査技術として位置づけられるからである。したがって、本論文で主として取り上げるこれら 3 つの監査技術は、現在の監査においても重要な役割を果たしていると同時に、他の監査技術と比較してもその重要度は高いと考えられる。

以上を踏まえて、本論文では、監査の失敗事例として、証憑突合を中心とした McKesson & Robbins 事件、確認を中心としたナナボシ事件、分析的手続を中心とした WorldCom 事件の 3 つの事例を取り上げた。

【構成】

本論文は、大きく 3 つの部分からなっている。まず、第 1 章の問題意識を踏まえた上で、第 2 章および第 3 章では、本論文の主題である監査技術および監査プロセスのマニュアル化について検討している。続く第 4 章から第 6 章までの部分では、実際の監査の失敗事例を題材として利用し、事例の中で監査プロセスの硬直化が生じていたと思われる状況を識別している。続く第 7 章において、本論文の分析から得られた知見とインプリケーションを議論している。最後に、今後の研究課題を示している。

【考察結果】

まず第 1 章では、本研究を動機づける問題意識を述べた。具体的には、監査環境における IT の利用への関心の高まりやアサーション指向、加えて、マニュアル化の促進とその弊害を指摘した上で、監査技術の観点から監査プロセスの硬直化と監査の失敗に焦点を当てることの必要性を明確にした。

第 2 章では、監査技術概念および関連する監査上の概念の整理を行った。本論文では、

先行研究を踏まえて、監査技術を「監査目的を達成するために監査人が実施する、証拠形成に関連した比較行為あるいは批判行為の方法・手段」と措定して議論を進めていった。本論文で主として取り上げた監査技術はいずれも、現在の実務においても、重要な虚偽表示を検出するのに有効な監査技術として認識されているものであり、したがって、実際の監査の失敗事例の分析を通じて検討するに値するものであることを述べた。

第3章では、監査プロセスのマニュアル化について検討した。監査プロセスのマニュアル化は、理論上、監査の質・監査の有効性を向上させうる一方で、監査プロセスのマニュアル化が監査の質・監査の有効性を低下させうることを示した。また実務においても実際にそのデメリットの側面が表出していることを示した。さらに、監査技術と監査目的・監査要点との関係から、監査プロセスの「本来の流れ」と「マニュアル化された流れ」の相反する2つの流れを示した。重要な点は、「マニュアル化された流れ」においては、監査人は、目標・目的から監査手続を開始するのではなく、始めに、監査証拠を入手し、監査技術を選択・適用することによって、目標・目的を立証しようとするという点にある。したがって、「マニュアル化された流れ」においては、目標・目的が意識されない可能性があることを強調した。

第4章から第6章までの部分では、実際の事例を題材として、監査プロセスのマニュアル化が生じていたと思われる状況を識別した。具体的には、第4章では McKesson & Robbins 事件を題材として証憑突合を中心に、続く第5章ではナナボシ事件を題材として確認を中心に、第6章では WorldCom 事件を題材として分析的手続を中心に監査プロセスのマニュアル化を検討した。

これら3つの事例の分析から、全体として、監査人が「目標」としての監査目的やアサーションを意識的に設定するのではなく（したがって、監査認識プロセスの「本来の流れ」ではなく）、様々な監査技術を選択・適用することを通じて当該アサーションを裏づけることができるという、手段から目標が達成されていることを確かめる流れ（し

たがって、手段の目的化あるいは「マニュアル化された流れ」が生じていたことを明らかにした。McKesson & Robbins 事件、ナナボシ事件、WorldCom 事件を分析してみると、この流れのまま、監査認識活動（監査プロセス）がマニュアル化・ルーティン化、また結果として固定化・硬直化していたことがわかった。さらに、第 4 章から第 6 章の分析から、この監査プロセスの硬直化が、国を代表する会計事務所・監査法人に所属する監査人が、不正を（より早期に）検出できなかったこと、したがって監査が失敗した重要な要因であることを強調した。

【本論文から導かれるインプリケーション】

監査の失敗事例の分析から、監査技術と監査プロセスのマニュアル化に関連する 2 つの検討課題が示された。第 1 は、本論文で取り上げた事例において、監査人はどうすれば監査の失敗を防げた可能性があるのか、あるいは（より早期に）不正・粉飾を見抜くことができた可能性があるのかを示すこと、つまり監査技術とアサーションの観点からの改善策を提示することであった。本論文では 2 つの改善策を提示した。こうした改善策は、監査の有効性および効率性を考える上で重要なものである。第 2 の検討課題は、監査プロセスのマニュアル化と職業的懐疑心との関係を明らかにすることであった。昨今、監査のマニュアル化が促進されつつあること、一方で、職業的懐疑心の発揮・強化が喧伝されていることを踏まえれば、両者の関係を明らかにすることは重要である。

本論文で提示した改善策の 1 つ目は、監査技術を適用する際に、その前提が本当に成立しているかどうかを確かめるというものである。具体的には、たとえば、証憑突合であれば証憑が真正なものであるかどうか（証憑が偽造されたものでないか）、確認であれば回答書が正当なものであるかどうか（クライアントと回答先とが共謀していないかどうか）、分析的手続であれば適切な期待が形成されているかどうか、質問であれば質

問回答者が誠実に回答しているかどうか、などを検討することである。仮にこれらの点に問題があることが判明したならば、そのことをきっかけにして追加の監査手続を実施することによって、財務諸表上の重要な虚偽表示を（より早期に）検出することが可能となる。

いま 1 つの改善策は、監査技術と監査要点との関係を再評価するというものである。これは、状況によっては、たとえば、前年度とは違う監査要点を意識しつつ、前年度とは異なる結びつけ方をするといった対応をとること、あるいは、実証手続を実施した結果を踏まえた上での監査計画の修正において、実証手続の範囲を広げるといった対応ではなく、既存の監査証拠を踏まえた上で、既存の監査要点と監査技術との結びつけ方を見直して監査計画を立案するといった対応をとることである。

本論文では、監査技術と監査要点との結びつきを見直すことは、監査プロセスの硬直化を解くことにもつながり、それによって監査の有効性が高まりうることを指摘した。同時に、結びつきの再評価は一般的なリスク対応手続と比較するとコストがかからない可能性もある。したがって、監査技術と監査要点との結びつきの再評価は監査の効率性にも資することを指摘した。

加えて、本論文では、監査技術適用の際の前提の考慮および監査技術と監査要点との結びつきの再評価は、職業的懐疑心の発揮の一形態として捉えられる点を指摘した。この点は、第 2 の検討課題と関係している。

監査の失敗事例の分析から導かれる、監査技術と監査プロセスのマニュアル化に関連する第 2 の検討課題は、監査プロセスのマニュアル化と職業的懐疑心との関係を明らかにすることであった。監査が失敗している状況において職業的懐疑心が欠如していたこと、それを踏まえて職業的懐疑心を発揮・強化することの重要性が様々な観点（学術的観点、実務的観点、および制度的観点）から指摘されている。したがって、近年その発揮が強調されている職業的懐疑心と本論文で議論した監査プロセスのマニュアル化と

はどのような関係にあるのかを検討することは重要である。

1つの考えとして、状況により、たとえば異常な項目を検出した場合に、あるいは不正リスクを高く評価した場合に、マニュアルに従わないこと、すなわちマニュアルから意図的に逸脱することが、職業的懐疑心を発揮することあるいは職業的懐疑心を強化することと捉えることができる。すなわち、マニュアルから逸脱することが職業的懐疑心の発揮の一形態とみる考えである。この考えに基づけば、手続・プロセスのマニュアル化を推し進めていくことと、職業的懐疑心を発揮することとは、相反することを監査人に要求している。極論すれば、現在、監査環境に限らず社会一般の様々な手順やプロセスが合理化・マニュアル化されている傾向にあることを踏まえれば、職業的懐疑心を発揮すること、あるいはそれを強化することは監査人にとって相当に困難なことであるかもしれない。マニュアル化の観点からこうした問題を解決する1つの方策としては、職業的懐疑心の発揮をマニュアルの中に（合理化プロセスに）組み込むことである。すなわち、意図的な逸脱を許可することをマニュアルに明示することである。

マニュアル化と職業的懐疑心との関係についてのもう1つの捉え方は、マニュアル化が進んでいたとしても、監査人は職業的懐疑心を発揮できると考えるものである。しかし、このように職業的懐疑心を捉えても、職業的懐疑心の概念と正当な注意概念との違いが明確でないことを本論文では示した。

職業的懐疑心およびその発揮の仕方については明確になっていない点が多々あるが、本論文での議論に基づけば、監査技術の選択・適用の際にその前提を検討すること、あるいは監査技術と監査要点との関係を再評価することは、職業的懐疑心の発揮の1つの形態とみなすことができる。

【貢献】

本論文では、実際の監査の失敗事例を分析することによって、監査プロセスが硬直化していた状況を示した。加えて、かかる状況を踏まえ、この硬直化を解く方策（改善策）を示した。この改善策は監査の質・監査の有効性を向上させるものであり、監査実務にとって有益なものであると考えられる。

同様に、不正事例の内容を分析することは監査実務の改善に資すると考えられる。もちろん、監査というサービス自体、個別具体的な性質を有しており、3つの事例の分析だけをもって、全ての監査状況に一般化できるわけではないが、それでも実際の監査の失敗事例を分析している本論文は、実務に対しても重要な示唆を与えることができると考えられる。

加えて、本論文は、近年様々な主体が着目している職業的懐疑心の議論にも重要な示唆を提供している。近年、国際的にも国内的にも、監査人に対して適切な職業的懐疑心を維持することあるいは職業的懐疑心を強化することが基準設定主体および規制当局から求められている。たとえば、わが国では2013年に、「監査における不正リスク対応基準」が設けられ、そこでは「職業的懐疑心の強調」が示されている。マニュアル化が進んでいると考えられる現在の監査環境において、職業的懐疑心を発揮・強化するということはどういうことか（その方法）について検討することは、実務家および基準設定主体に対して有益な示唆を与えられるであろう。同時に、職業的懐疑心自体の定義についても十分な学術的定義がなく、その定義やその適当な水準についてのコンセンサスが得られていない状況を踏まえれば、本論文は、職業的懐疑心に関する学術的な議論にも一定の示唆を提供している。